

タイアップ企画書

【プラスミュージック × memoria】

株式会社プラスミュージックによる「Nuevo Concierto Diario」。このイベントは、各地から一流のアーティストを招集し、計 15 回の成功した主催実績を持つものです。

そして、この度「Nuevo Concierto Diario JAPAN MONTH」シリーズとして、彌月大治作曲の名曲「木花咲耶姫」を演奏するプログラムを企画しています。その際、NPO 法人 memoria とのタイアップ企画を実施することとなりました。

memoria は、プロやアマチュアを問わず、音楽の愛好家に向けた情報発信や、振付や演出などのイベント企画を手がけている団体です。今回のタイアップにより、プラスミュージックが招集するゲストアーティストによるワークショップを開催し、当コンサートと連携させることで、さらなる集客効果を狙います。

また、memoria は「木花咲耶姫」の構成や演出も担当します。

このタイアップ企画によって、プラスミュージックのイベントはより一層魅力的なものとなり、参加者たちはゲストアーティストとの交流を通じて、音楽の魅力を深く感じることができます。また、memoria の得意分野である振付や演出も盛り込まれることで、コンサートのクォリティに寄与するとともに、両者のブランド価値の向上が見込まれます。

【タイアップ企画契約書】

契約当事者:

株式会社プラスミュージック

住所: 大阪市中央区南船場 3-5-27 アルファ心斎橋 301 号

連絡先: 0120-347-141

代表者: 稲岡大治

稲岡大治



NPO 法人 memoria

住所: 大阪市住之江区南港北 1-25-10

連絡先: 050-6879-0008

代表者: 福井千嘉子

福井千嘉子



以下「プラスミュージック」と「memoria」を合わせて「当事者」と呼びます。

【契約の目的】

本契約は、プラスミュージックと memoria が共同で実施するタイアップ企画「Nuevo Concierto Diario JAPAN MONTH」に関する条件と責任を定めるものです。

- ① イベントの集客力と売上の向上
- ② ゲストアーティストを利用した両団体の知名度向上

【本業務内容等の変更】

当事者は、自己の都合により本業務の内容を変更する必要があるときは、これを変更することができます。また、これにより契約金額等の変更を行う必要があるときは、当事者協議のうえ、これを変更します。

それに基づき本業務の内容又は契約金額等の変更が行われる場合は、当事者記名押印した書面により変更内容を確認します。

【タイアップ企画の概要】

開始日(2024/1/6)から終了日(2024/1/28)までの計4回の実施を予定しています。

2024/1/6・7、2024/1/13・14、2024/1/20・24、2024/1/27・28

広報はプラスミュージックにより 2024 年 10 月より開始します。

実施地域は十三アルディエンテ、大阪市淀川区十三東 3 丁目 28 番 16 号 Kimura Bld. B1F となります。

タイアップ企画の内容は、以下の通りです:

- ① ゲストアーティストによるワークショップの開催
- ② 「木花咲耶姫」の振付とそれを用いたコンサートの開催

1日目のワークショップ参加者は「木花咲耶姫」の振付への参加も可能です。また、2日目のコンサートの観覧が含まれており、両イベントを通じた割引も提供されます。

【権利と責任】

プラスミュージックは、ゲストアーティストの招集とイベントの主催を担当します。

memoria は、ワークショップ、振付、演出などの業務を担当します。

【財務条件】

プラスミュージックは、ゲストアーティストへの報酬および開催場所に関する費用を負担します。

ワークショップに関して、memoria には売上の 20%に相当する協力費用が支払われます。支払いはタイアップ企画に関連する業務の後に行われます。

【知的財産権】

タイアップ企画に関連する業務の完了と同時に、memoria は「木花咲耶姫」の振付および演出に関する知的財産権をプラスミュージックに譲渡します。

【機密保持】

当事者間で共有される情報は、互いに機密情報として扱われます。機密情報の範囲には制約はありません。

当事者は、相手方の書面による事前の承諾なしに、第三者に機密情報を提供または開示することはありません。

【反社会的勢力の排除】

当事者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）であること
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

当事者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わない

ことを保証します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

当事者は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとし、また前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じて、その賠償責任を負わないものとします。

【個人情報の取り扱い】

当事者は、本業務において「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という）第2条第1項に定める個人情報（以下「個人情報」という）を取り扱う場合、個人情報保護法及びその他各種ガイドラインを遵守します。

当事者で取り扱われた個人情報の漏えい、滅失または毀損（以下「漏えい等」という）の防止のために、組織的、人的、物理的および技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という）を講じなければなりません。具体的な安全管理措置の内容については協議のうえで別途定めます。

【紛争の解決】

本契約に関する一切の紛争については、プラスミュージックの本店所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

本契約の解釈及びその他の事項につき生じた疑義や本契約に規定のない事項については、当事者双方が誠意をもって協議のうえ、解決をするものとし、また本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者は記名押印のうえ、各1通を保有します。